

## 住民監査請求（地域活動協議会補助金（住之江区））の結果について（概要）

大阪市監査委員は、平成 29 年 9 月 1 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（1 人）に通知しました。（却下、結果は同年 10 月 23 日決定）

### 1 請求の要旨

住之江区A地域活動協議会（以下「A地活協」という。）に交付された平成 28 年度補助金 3,307,492 円について、新年互礼会の飲食費差額ねん出を通じ、地域活動協議会（以下「地活協」という。）、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、NPO法人の3団体間（以下「3団体間」という。）で資金が相互に還流され会計が複雑に操作されている。地活協会計と各事業会計はもとより、事業主体あるいは収入源となる各団体会計を公開させ、一部の地域団体役員の独占・采配を許さない、真に公正・透明な組織運営の実現のために、厳正な調査を行い、市長に対し平成 28 年度の補助金全額を取消し、市に返還させるなど必要な措置を講じることの勧告を求め、監査委員に対して監査の実施を請求する。

### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は平成 28 年度のA地活協に対する補助金に関して、①市・区担当者らは、地活協に対し、地活協会計全体の収入内訳及び事業毎の収入内訳を公開させることを怠ったまま、補助金を交付している。②市・区担当者らが、地活協と事業主体の会計の整備をさせておらず、3団体間で会計が複雑に操作されている。新年互礼会に職員が4人参加していることが補助金の不適正な使途の黙認につながる。③補助金対象の2事業は、全額補助金充当は不当である、又は本来の事業目的外に支出されているという3点から違法不当な公金の支出に当たると主張していると解される。上記①については、補助金交付に当たって、上記内容を公開させていないことの違法事由を具体的に主張されておらず、違法性を証する書面も提出されていない。②については、請求人が補助金対象の事業ではないとする新年互礼会に関する主張であり、請求対象と新年互礼会の飲食費の関係についても具体的に摘示されていない。また、新年互礼会に本市職員が出席していることが不適切としているが、具体的に違法な補助金支出となっていることを摘示するものではない。③については、それぞれの具体的な違法事由が主張されておらず、違法性を証する書面も提出されていない。

仮に、請求人が、(ア)A地活協が、一部の住民を対象とした事業を実施していること、(イ)A地活協の組織や事業の運営及び事業主体あるいは収入源となる各団体の会計について透明性が確保されておらず、地活協構成団体間での会計操作など不適切な会計処理が行われていると考えられるため、市に対する報告書も信頼できないものであることの2点を根拠に、A地活協の認定を取り消して、A地活協に対し返還を求めるべき補助金（債権）があるにもかかわらず、本市職員等がその手続きを怠っていると主張していると解するとしても、(ア)については、3事業が該当するとしているが、いずれも恣意的に一部の住民を対象とするものではなく、請求人が提出している事実証明書においても、A地活協の事業として実施されていることがうかがえる。さらに、一部の住民を対象としている具体的な事実を証する書面も提出されていない。(イ)については、不適切なA地活協の会計処理を証する資料が提出されておらず、地活協全体の会計の収入内訳及び事業ごとの収入内訳を公開されていないことや市に提出する事業報告等に関する収入源の内訳が公開されていないことを主張するのみで、収入内訳等の公開を求める法令等の根拠が明確になっていない。

これらのことから、本件請求は、住民監査請求の対象になるとはいえず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。